

令和5年7月27日
保健福祉政策部
総合支所
危機管理部

避難行動要支援者支援事業の進捗について

1 主旨

区では、令和4年4月に「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」の改定を行い、避難行動要支援者の支援に取り組んできた。令和5年度は、多摩川洪水浸水想定区域の避難行動要支援者に対する個別避難計画を優先的に作成することとしていることから、その進捗状況を報告する。

※参考 地域別内訳（令和5年2月時点）

世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
2,211名	1,442名	1,986名	1,747名	1,074名	8,460名

避難行動要支援者対象者名簿登載者

- ①要介護4又は5に相当するもの
- ②ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみ世帯で要介護3に該当する者
（近隣に常時その者の様子を知り得る親族がいる者を除く）
- ③身体障害者手帳1級で次の種別に該当する者
視覚、四肢、体幹、半身、両下肢、片下肢、移動、聴覚
※聴覚は2級までを対象とする。
- ④愛の手帳1度又は2度の者
- ⑤精神障害者や難病の者等のうち区長が特に必要と認めた者

2 令和4年度多摩川洪水浸水想定区域内居住者の個別避難計画作成について

令和2年5月から多摩川洪水浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者に対して、風水害に関する調査を行ってきた。調査結果から避難行動要支援者用に避難場所を確保し周知するとともに、早期避難と具体的な避難行動の準備の啓発等、取組みを強化してきた。

令和4年度においては、発災時の安否確認・避難勧奨が円滑に進むよう、郵送による調査を実施した。各対象者よりいただいた回答をもとに、避難の際の緊急連絡先や支援者、避難先等を具体的に記載した個別避難計画を作成し、以下のとおり実施した。

(1) 多摩川洪水浸水想定区域内要支援者数：546名

内訳：玉川総合支所243名、砧総合支所303名

(2) 個別避難計画作成数：320名

内訳：玉川総合支所160名（作成率65.8%）

砧総合支所 160名（作成率52.8%）

（令和4年10月末現在）

(※) なおこの間の未回答者のうち、居宅介護支援事業所・相談支援事業所等へのヒアリング等にて一定程度の入院・施設入所者等がいることが確認できている。

(3) 避難勧奨のための連絡先の把握

個別避難計画策定により発災時には、安否確認（避難支援時も含む）・避難勧奨に使用する。

(4) 地域づくりの促進

地域ケア会議等での災害福祉の課題共有や町会・自治会への避難行動要支援者対策の理解促進に着手した。

3 令和5年度多摩川洪水浸水想定区域内居住者の個別避難計画作成について

前述2のとおり、令和4年度に実施した個別避難計画の作成者と転入等により新規対象者となった者及び個別避難計画の未作成者に対し、大震災発生時の避難先等の調査項目を含む計画書の作成を行った。

(1) 調査票発送1回目（令和5年4月25日）

①多摩川洪水浸水想定区域内要支援者数：502名

内訳：玉川総合支所234名、砧総合支所268名
 ※内新規対象者約2割

②個別避難計画作成数：277名

内訳：玉川総合支所130名（作成率55.6%）
 砧総合支所147名（作成率54.9%）

(2) 調査票発送2回目（令和5年6月14日）

①多摩川洪水浸水想定区域内要支援者数：76名

内訳：玉川総合支所35名、砧総合支所41名
 ※調査票1回目対象者抽出後新たに対象となった要支援者

4 今後の取組み

(1) 多摩川洪水浸水想定区域内居住者の個別避難計画の作成
 （新規対象者及び未作成者）

返送された調査票の精査を行い、個別避難計画の作成に取り組んでいく。

(2) 普及・啓発手法等の改善や福祉の専門職との連携促進

これまでの間の普及・啓発では十分な効果を発揮していないことが想定されることから、保健福祉センターにおいて未回答者の状況等について分析を進め、普及・啓発手法等の改善を図る。

専門職を活用した避難支援の実効性向上に向けた協議を開始するほか、引き続き地域ケア会議等において、通常の業務において人材不足の状況の中でも、地域の専門職の理解が進むよう取り組む。実務者も含めたワーキンググループを編成し、先行事例も踏まえ国の示す優先対象者※の選定、関係者との事前調整手法等のレビュー等を行いつつ、未回答者への対応も含め、福祉の専門職と連携した個別避難計画の策定・勧奨に着手する。

(3) 震災時の個別避難計画の作成

令和5年4月、6月に案内済の方を除いた避難行動要支援者（約7,900名）を対象に調査や同意確認を行い、個別避難計画を作成していく。

(4) 地域づくり等の促進

引き続き、地域関係者への理解促進を進めるほか、防災塾等、防災施策との連携策や支援者との調整手法について検討する。

(※) 国は、ハザードの状況のほか、対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度（知的障害や認知症など）、独居等の居住実態、社会的孤立の状況を勘案することを示している。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年	9月8日	多摩川洪水浸水想定区域内居住者の個別避難計画送付（2回目）
	10月	震災時の対象者への調査
令和6年	2月	震災時の個別避難計画送付
令和6年度以降		新規対象者の個別避難計画の作成及び作成済みの 個別避難計画の更新作業